

## 従来制度幼稚園利用者向け

### 幼児教育・保育の無償化のための申請案内（子育てのための施設等利用給付認定）

令和元年10月1日から開始する幼児教育・保育の無償化のために必要となる、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きについてのご案内です。

内容をよくご確認のうえ申請してください。

#### 1. 幼児教育・保育の無償化の概要

○入園料・保育料については、満3歳から5歳（小学校就学前）までの子どもを対象として、月額25,700円まで無償となります。

※入園料については、月額に換算して無償化の対象

（入園料の取扱いについては、ご利用の幼稚園へお問い合わせください）

※食料費や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外

（これまでどおり保護者の負担。ただし世帯収入360万円以下の場合、食料費の一部が免除となります）

○預かり保育の利用料については、居住する市町村から保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料の無償化に加え、月額上限額11,300円までの範囲で無償となります。

※3歳（満3歳になった後の最初の4月以降）から5歳（小学校就学前）までの子どもが対象で満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります（その場合の上限額は16,300円）

※預かり保育の利用日数に応じて、月額上限額は変動（450円×利用日数）

#### 2. 施設等利用給付認定（1号認定、2号認定または3号認定）

##### （1）子育てのための施設等利用給付認定について

**無償化の対象となるためには、居住する市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。**施設等利用給付認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、通常の教育時間のみを利用する場合は新1号認定を、預かり保育で無償化の対象となるためには新2号または新3号認定を受ける必要があります。

なお、この認定は幼児教育の無償化に伴い新たに法制されたものであり、現在現在保育所や新制度幼稚園等を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」とは別の認定となります。（この申請案内では、「子育てのための施設等利用給付認定」の認定区分を「新1～新3号」と表記します。）

給付認定区分	要件	保育の必要性
新1号認定	満3歳以上の子ども（新2号・新3号認定子どもを除く）	なし
新2号認定	<u>平成31年4月1日時点で3歳以上</u> の子ども	<u>あり</u>
新3号認定	<u>平成31年4月1日時点で3歳未満</u> で <u>市町村民税非課税世帯</u> に属する子ども	<u>あり</u>

##### （2）申請要件

お子さんと保護者が幼稚園等の利用開始時点（今年度の無償化の実施に当たっては、令和元年10月1日時点）において、柴田町に住んでいる方が申請できます。（柴田町に住民票があることを原則とします）

##### （3）保育の必要性の事由について

新2号認定または新3号認定を受けるには、上記（2）の要件に加えて、**保育の必要性が要件**となります。保護者（父母等同居の65歳未満の祖父母それぞれ）が2ページの事由に該当する場合は、保育の必要性が認められ、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

1. 1ヶ月に48時間以上就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）。  
※無収入で就労と認められない場合は対象になりません（例：ボランティア活動、自家消費のための農業、町内会の役員など。）
2. 妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合。  
※認定期間は、出産予定日の4週前に相当する日から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日から属する月の末日までとなります。
3. 育児休業取得時に既に預かり保育を利用している子どもがいて、利用継続が必要である場合または育児休業に係る子ども以外の子どもが預かり保育利用の申請を行っている場合。
4. 病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合。
5. 家庭内の親族を常に介護・看護している場合。
6. 求職活動中である場合。  
※認定期間は認定開始日から90日を経過する日が属する月の末日になります。また、勤務証明書等の証明書類の提出により、認定期間が変更されます。
7. 就学している場合（学生、職業訓練などのうち通学を要するもの）。

※給付認定期間が満了した場合や、上記の事由に該当しなくなった場合は、預かり保育の利用分が無償化の対象から外れます。引き続き無償化の対象となることを希望する場合は、新たに上記の事由に該当し、新2号認定または新3号認定を受ける必要があります。

### 3. 給付認定の取消し等について

施設等利用給付の認定を受けた後でも、下記に該当することとなった場合には、施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

#### 給付を受けることができなくなる場合の例

##### ○柴田町外に移住する場合

柴田町内に居住していることが、柴田町から給付認定を受けるための要件の1つです。そのため、柴田町外に転居した場合は、転居先の市区町村へ別途給付認定の申請を行う必要となります。

##### ○保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

新2号・新3号認定の場合、「就労を理由に認定を受けたが退職した（月48時間以上就労しなくなった）」、「疾病を理由に認定を受けたが完治した」など、保育を必要とする事由がなくなった場合は、新2号・新3号認定が取消され、預かり保育の利用料が無償化の対象外となります（新2・新3号認定が取消されても、新1号認定に切り替わりますので、通常の教育時間の保育料は、引き続き無償化の対象となります）。保育を必要とする事由に変更があった場合は、「子育てのための施設利用等給付認定・変更申請書」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに提出してください。

##### ○給付認定期間が満了となった場合

求職活動中、出産、就学等を理由に新2号・新3号認定を受ける場合、認定期間が制限されます。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了までに保育を必要とすることを証明する書類（勤務証明書等）を提出してください。

### 4. 申請手続きについて

#### (1) 提出先と提出書類

通園している幼稚園を経由して申請いただきます。認定申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出用の封筒に封入・封緘したうえで、通園している幼稚園等が指定する期日までに提出してください。

##### 【提出書類】

保育の必要性の事由（1～2ページの（3）参照）に該当し預かり保育を利用する場合	→①（A）・②・③の提出が必要です
上記以外の場合	→①（B）と③の提出が必要です

① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

(A) 保育の必要性の事由（1～2ページの（3）参照）に該当し、預かり保育を利用する場合）

→《新2・新3号認定用》「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・3号）」と②の「保育の必要とすることを証明する書類」で該当する添付書類

(B) (A) 以外の場合

→《新1号認定用》「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）」

※兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、1人1枚ずつ申請書を提出してください。

※申請書様式の中で求めている確認書類もありますので、よくご確認ください。

② 保育を必要とすることを証明する書類（父母等、同居する祖父母（65歳未満）それぞれ必要）

1	<p>□就労（1ヶ月に48時間以上終了している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（勤務・勤務内定・内職）証明書 ※指定様式 お勤めの方（就職内定者含）、内職している方（該当者に○）【 父・母・同居祖父（65歳未満）・同居祖母（65歳未満）・その他（ ）】</li> <li>・就労状況申告書 ※指定様式 自営業（商業、農業等の方） 自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可書、開業届等）を添付してください（該当者に○）【 父・母・同居祖父（65歳未満）・同居祖母（65歳未満）・その他（ ）】</li> </ul>
2	<p>□出産（妊娠中または出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合で出産予定日の4週間前、出産から8週間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申出書 ※指定様式 母子健康手帳の写し（母の氏名と出産予定日が記載されているページの写し）を添付してください（該当者に○）【 母 】</li> </ul>
3	<p>□育児休暇（育児休業取得時に既に預かり保育を利用している子どもがいて、利用継続が必要である場合または育児休業に係る子ども以外の子どもの預かり保育利用の申請を行っている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（勤務・勤務内定・内職）証明書 ※指定様式 育児休暇の取得状況の証明を受けてください（該当者に○）【 母 】</li> </ul>
4	<p>□疾病・障害（病気にかかり、もしくはけがをし、または精神もしくは身体に障害を有している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申出書 ※指定様式 障害による手帳等の交付を受けている方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの写しを添付してください。交付を受けていない方は診断書を添付してください。（該当者に○）【 父・母・同居祖父（65歳未満）・同居祖母（65歳未満）・その他（ ）】</li> </ul>
5	<p>□介護等（家庭内の親族を常に介護・看護している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申出書 ※指定様式 申立書及び介護が必要であることがわかる書類（診断書・介護保険証の写し・身体障害者手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し・療育手帳の写し等）を添付してください。（該当者に○）【 父・母・同居祖父（65歳未満）・同居祖母（65歳未満）・その他（ ）】</li> </ul>
6	<p>□求職活動中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動等申告書 ※指定様式 求職活動支援機関等利用証明証 ※指定様式（求職支援機関等が証明） または 採用選考証明書 ※指定様式（採用選考を行った事務所が証明）を添付してください。（該当者に○）【 父・母・同居祖父（65歳未満）・同居祖母（65歳未満）・その他（ ）】</li> </ul>
7	<p>□就学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書 ※指定様式（入学予定の方は合格通知等を提出してください） （該当者に○）【 父・母・同居祖父（65歳未満）・同居祖母（65歳未満）・その他（ ）】</li> </ul>

## 特記事項

- ・兄弟姉妹で同時に申請する場合は、保育の必要性を証明する書類は世帯で1組の提出で構いません。
- ・単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、提出書類は父母等それぞれについて必要です。  
(祖父母は65歳未満で同居している場合のみ)
- ・同居の祖父母等については、住民票上世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居とみなします。
- ・「※指定様式」と記載のあるものは、柴田町ホームページから様式を入手して作成ください。
- ・提出書類について、特に記載のない場合は原本提出となります。

### ③ マイナンバー関連書類

施設等利用給付認定の申請にあたり、下記(ア)～(イ)の書類をお持ちください。

(ア) 保護者(申請者)1名の個人番号を確認できる書類(以下のいずれか)の写し

個人番号カード(顔写真入り)…この場合、(イ)の書類の提出は不要です

個人番号の通知カード

個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

(イ) 保護者(申請書)1名の身元確認ができる書類(以下のいずれか)の写し

顔写真付きの証明書1点

個人番号カード(顔写真入り)、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付)旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード。特別永住者証明書、住民基本台帳カード等

顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、以下の証明書など2点

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書、生活保護受給者証、恩給証書

※マイナンバー記入用紙には、ご家族のマイナンバーの記載もお願いしておりますが、ご本人であること及びマイナンバーの確認は申請される保護者の方についてのみ行います。

※兄弟姉妹が同時に申請する場合、「マイナンバー関連書類」は世帯で1部の提出で構いません。

### ④ 印鑑

## 注意事項確認票

「子育てのための施設等利用認定・変更申請書支給認定申請書」は、下記事項に同意いただいたうえで提出いただきますので内容を十分ご確認ください。

1. 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書認定申請書」は記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。兄弟姉妹が同時に申込む場合は、児童1人につき1枚ずつ申請書が必要になります。  
(添付書類は1組で構いません)
2. 必要書類は、申請書に添付して必ず提出してください。必要書類が確認できない場合は給付認定をすることができません。
3. 施設等利用給付認定(新2号・新3号)を受けた場合、保育の必要性の認定事由の現況確認等のため、給付認定後も年に1回程度、保育を必要とすることを証明する書類の提出を求めさせていただきます。
4. 勤務証明等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、提出前に記入漏れやないよう誤りがないかご確認ください。
5. 施設等利用給付認定のため申請者や同居家族の町民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。
6. 新2号・新3号認定において、求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間(無償化の対象となる期間)が制限されます。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も認定が取消され、無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の1ヶ月前頃までに期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類の提出が必要になります。
7. 申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかったなどの場合は、施設等利用給付認定を取消すことや返還を求めることがあります。